

和泉保第1134号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び和泉市税条例（昭和35年和泉市条例第16号）第6条の規定により、次の書類を公示送達する。

なお、公示送達に係る書類は、和泉市役所（市民生活部保険年金室年金・高齢者医療担当）において保管し送達を受けるべき者からその書類の交付の請求があれば、いつでも交付する。

令和8年8月1日

和泉市長 辻 宏 康



- 1 送達を受けるべき者
別紙のとおり
- 2 送達する書類
別紙のとおり

（注意）

地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは書類の送達があったものとみなす。

後期高齢者医療保険料額納入通知書 公示送達者リスト

番号	送達を受けるべき者	送達する書類
1	杉本 正	令和8年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書
2	坂本 俊次	令和8年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書
3	中出 正夫	令和8年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書
4	長谷川 政治	令和8年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書